(案)

資料番号 3 令和元年度第 1 回通学区域審議会

流通審第2号令和元年7月11日

流山市教育委員会 様

流山市通学区域審議会会長 小澤 豊

通学区域の設定について (答申)

平成31年1月8日付け流教学第1056号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申する。

記

1 はじめに

流山市通学区域審議会(以下「審議会」という。)は、平成29年8月 1日に流山市教育委員会から委嘱を受け、平成31年1月8日付け流教 学第1056号で「通学区域の設定について」諮問を受けた。

諮問書では、西平井・鰭ケ崎地区及び鰭ケ崎・思井地区区画整理事業に係る通学区域について、諮問を受けた。

2 審議会の会議の開催

- (1) 平成31年1月8日(諮問)
 - ①西平井・鰭ケ崎地区及び鰭ケ崎・思井地区区画整理事業に係る通学 区域について
- (2) 令和元年7月11日(答申)
 - ①住民説明会の報告について
 - ②通学区域設定の審議(答申審議)

審議会は8人の市民等と7人の関係団体の代表で組織し上記の審議を経て、結論を得たので答申するもの。

3 答申

- (1)通学区域について
 - ①学校規模

学校教育法施行規則第41条の規定により「小学校の学級数は、 12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他 により特別の事情があるときは、この限りでない。」とされ、中学校 の学級数については、同規則第79条で第41条が準用されている。

②通学距離について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では おおむね小学校は4km以内、中学校は6km以内と定められている。

③通学経路について

法令としての規定はないが、文部科学省の小学校施設整備指針及び

(案)

中学校施設整備指針では、交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど、安全な通学経路を確保することができることが重要であるとされている。

④地域コミュニティについて

学校は、町内会、自治会などの各種地域団体の地域活動や防犯・防災活動の拠点としての役割を担っているとともに、教育活動における地域との関わりや防犯上の見守りの重要性等を踏まえて、可能な限り通学区域と地域コミュニティとの整合性を図ることができるように留意する必要がある。

(2) 西平井・鰭ケ崎地区及び鰭ケ崎・思井地区区画整理事業に係る通 学区域について

諮問のあった西平井・鰭ケ崎地区及び鰭ケ崎・思井地区区画整理事業に係る通学区域について、学校規模、通学距離、通学経路、地域コミュニティ等の規定等や現在就学している小学校及び中学生の実態を踏まえて審議した結果、別図のとおり答申する。

なお、通学区域変更に係る詳細な地番等については、土地区画整理 事業における換地処分が行われ、西平井・鰭ケ崎地区は、令和元年9 月を目途に、また、鰭ケ崎・思井地区は、令和2年中にそれぞれ字及 び地番変更が見込まれているが、年度途中での通学区域変更による住 民や学校への負担軽減を図る観点から、通学区域変更の時期は、令和 2年4月から実施することが好ましいと考える。

4 附帶意見

(1) 通学区域について

通学距離、学校規模、通学経路、地域コミュニティを踏まえ通学 区域を設定することが望ましいと考えるが、可能な限り児童・生徒 の学校生活における安全を考慮し対応すること。

(2) 安全対策について

通学経路には、交通量の多い交差点等があり、横断時の安全確保や防犯対策を必要とする箇所等も考えられることから交通安全及び防犯対策については、これまでどおり、道路の整備状況を注視しながら関係部局と十分協議し、児童・生徒の登下校における安全の確保に努めること。

- (3) 指定学校変更について
 - ①字変更に伴い、通学区域が変更となる区域について、指定学校変更 を許可するように柔軟な対応を図ること。
 - ②指定学校変更に係る申請届出について、保護者負担軽減の観点から、 届出の手法を検討すること。
- (4)児童・生徒数推計及び想定値について

今後も市内では児童・生徒が増加することが見込まれることから 定期的に人口動態等を注視し、対策を講ずること。

(案)

5 おわりに

土地区画整理事業の施行により、戸建て住宅やアパートの建設が進み、 市外からの転入者、特に子育て世代の転入が多く、今後も児童及び生徒 数の増加が続くことが見込まれる。

学校規模の面での教育の質の確保及び児童・生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう希望する。